

II 契約関係

1 随意契約（大気汚染常時監視測定機器等保守管理業務委託の契約方法）

環境センターから株式会社秋田県分析化学センター（以下、「分析化学センター」という。）に対しては、県内各地にある自動測定装置のメンテナンス（試薬補充やろ紙の回収も行う）業務を委託している。

当該業務委託は、年間契約額が13,036,800円（税込）であり、その内容は一般環境大気測定局舎（県内11箇所）及び自動車排出ガス測定局（県内4箇所）の保守管理業務である。保守管理業務は通常保守、精密点検、緊急保守に区分されており、前二者の概要は以下のとおりである。

通常保守：月に3回。消耗品類の交換、点検、調整、清掃、簡易な補修。

精密点検：一般環境大気測定器は年1回、自動車排出ガス測定局の測定器は6ヶ月に1回。二酸化硫黄測定器等の反応吸収管系統の交換は、これに伴う静的校正等

この契約は随意契約で締結されている。その理由は、契約内容の目的が競争入札に適さないというもの（地方自治法施行令167条の2第1項第2号）であり、見積書は分析化学センターのみから徴収している（秋田県財務規則第172条第1項第4号：契約内容の特殊性）。分析化学センターの単独選定理由としては、①計量証明事業所の登録があること、②県の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること、③環境省後援「環境大気常時監視測定器維持管理講習会」の過去5年以内受講者が在籍していること、④必要機器を保有していること、を挙げている。

このように契約金額が多額であるにもかかわらず随意契約とした理由は、現時点で、選定条件に合致する業者が1社であることを根拠としたものとなっている。しかし、当該契約の目的はアウトソーシングを行うことによる業務の効率化にあり、競争入札に適さないとは直ちに言えるものではない。単独見積りであるからといって随意契約によるのではなく、複数の業者が現実的に競争入札に応じるかどうかは不明であるとしても、広く当該要件を示して一般競争入札を行う必要がある。

2 単価契約

灯油は単価契約で購入されており、この契約書には、物価の急激な変動があった場合について次の条項が記載されている。

「甲及び乙は、この契約の締結後、物価の急激な変動その他の理由により契約内容の変更を要すると認めたときは、この契約の条件の変更の申し入れをすることができる。」

この条項に基づき総合食品研究所の平成14年度においては、2回の単価の改訂が行われている。1回目の単価改訂は、物価変動が1%に満たないにもかかわらず7.9%の値上げを認めており、同

条項が適切に執行されているとは言えない。また、2回目の単価改訂における物価変動は契約時点に比し3.78%であり、これに対して17.10%と単価の上昇を認めている（「表2-1 単価改訂状況」）。物価の急激な変動が何%であるのか、具体的数値がなく裁量性が高いといえる。

表2-1 単価改訂状況

(単位：円)

	契約時 (H14年6月25日)	第1回改訂 (H14年11月29日)	第2回改訂 (H15年3月13日)
石油製品価格等需給動向調査 (注) 1	44.39 (100.00)	44.66 (100.61)	46.35 (103.78)
給油所石油製品市況週動向調査 (注) 2	45.40 (100.00)	45.55 (100.33)	47.27 (103.78)
契約単価	38.00 (100.00)	41.00 (107.89)	44.50 (117.10)
契約期間		H14/12/1～H15/3/31	H15/3/13～H15/3/31

- (注) 1. 県民文化政策課の作成による。
 2. 石油情報センターの作成による。
 3. 金額欄の()は、契約時の価格を100としたときの比率である。

他の試験研究機関においては、市況変動と価格変更に乖離は認められないものの、同様にこの条項に基づき契約後、単価変更が実施されている。単価変更時点の市況変動は、10%にも満たないものであり、物価の急激な変動とは認められず、他の理由による変動であることも不明瞭なまま、市況の変動により変更していることが伺える。

入札を公平に実施するためには、入札時点において物価変動のリスク（将来の不確実性による損益の発生）の負担を県と納入業者の間で明確にすべきである。そのためには、「急激な物価変動」という抽象的な文言ではなく、基準とする市況に対し、いつの時点で何円あるいは何%上昇あるいは下落した場合には、契約単価に何円あるいは何%増減するという具体的文言を契約書に記載すべきである。これにより、リスク分担が明確になり、公平な入札が実施されるとともに事務処理も簡便となることが期待される。

3 契約内容と実施内容の乖離

高度技術研究所は清掃業務を庁舎清掃委託契約に基づいて委託しており、委託業者から毎月の清掃作業について実績報告書を入手し、この報告書により依頼作業が実施されたことを確認している。

契約書と実績報告書とに記載された業務内容を比較すると、契約書記載の仕様と実績報告書の仕様の業務区分が異なるため、契約内容を実施したことを照合する報告書の要件を具備していな

い。また、詳細に検討すると、清掃頻度や清掃場所について整合していない部分がある。さらに、実績報告書は、1ヶ月間の作業内容を集約した報告書であり、日々の作業内容の報告書は入手していない。

コスト削減を念頭においたうえで、適正な業務量を委託し、かつ適正な金額で契約を締結するためには、契約内容を履行したことを明瞭に検収できるようにすべきであり、委託業務の内容と実施業務の内容とは、整合させる必要がある。また、実績報告書は、毎日の作業結果を集計した結果として1ヶ月間の作業内容を集約した報告書となっている必要がある。

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

「平成16年2月4日付け包括外部監査の結果報告書」に関わる包括外部監査の実施過程において、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨から、私が重要であると思う諸点につき検討したので、以下のとおり意見を申し述べる。

I 要 約

詳細については別記するが、簡単に指摘事項を記述すれば次のとおりである。

1 現況と課題（別記掲載頁 P40～P69）

試験研究機関の予算は逡減の傾向にあり、研究費予算そのものが管理費に比し相対的に減少している。各試験研究機関には、博士号、獣医師等各種の資格を有する者が多数おり、人件費の予算に占める割合が最も高くなっている。研究設備の老朽化、研究員の高齢化が見られる試験研究機関もあり、人員と研究費とのバランスに懸念を生じさせる状況にある。このような状況下、県では各研究課題について評価を開始したが、各試験研究機関の設置目的である産業の振興との関連性が明らかとされていない点が見受けられる。

試験研究機関が掲げる主な成果指標は、実用化できる研究成果数、発表論文数、技術移転数等、課題の件数である。県が設置する試験研究機関は、衛生科学研究所及び環境センターを除き各産業の振興を目的として設置されており、大学が学術研究の発展、水準向上に寄与するために研究を行うこととは異なっている。したがって、大学が専門学問分野において研究の発展、知識の蓄積にどれだけ貢献したかによって評価されるのとは異なり、産業振興にどのように寄与したかについての成果（試験研究結果がどれだけの受益者にどれだけの貢献をしたか）の把握が必須となる。

試験研究の課題設定にあたっては、成果指標を定めると共に目標達成についての責任の所在を明確にしていくことが必要となる。目標の設定、責任の明確化をワンパッケージで導入できる制度として、地方独立行政法人があり、課題を解決する一つ的手段として検討することも必要である。

さらに試験研究機関は創設以来変遷を重ねているものの、変化の激しい現代においてその存在意義を見直し、統廃合やコスト削減に向けて受益者負担の徹底や人件費の削減等を検討することも求められている。

2 個別事項（別記掲載頁 P70～P95）

(1) 固定資産の状況

- ① 保有固定資産に耐用年数経過資産が、多数見受けられ、機器類について長期設備更新計画の策定が求められる。
- ② 購入後に使用頻度が低い機器が認められる。事前の利用計画の検討を十分行うことが必要であるとともに有効利用策の検討が求められる。
- ③ 購入機器選定時に取得目的、機器の仕様等を検討した利用計画書が作成されていない機関がある。機器選定にあたっての利用計画書及び中長期計画に基づいた購入計画書を策定する必要がある。
- ④ 挿し木等取得価額が0円であるものにつき数量把握はしているものの金額評価はしていない。金額評価し、公有財産台帳に登載すべきである。
- ⑤ 工業技術センターの開放研究室（10室）のうち1室は、最近5年間にわたり使用実績がない。積極的に利用策を講ずる必要がある。
- ⑥ 高度技術研究所のIT研修ルームにあるパソコンは旧式であり、現状使用に耐えられるものではない。陳腐化した機器は廃棄するとともに空いたスペースを有効活用することが必要である。
- ⑦ 高度技術研究所の「設備機器使用簿」の記載に一部不備があった。使用実績を適切に把握できるように記載項目を整備すべきである。

(2) 固定資産の管理

- ① 各試験研究機関が保有する図書の貸出等の管理につき、精粗がある。共通の管理基準を設定すべきである。
- ② 平成14年3月に購入したものの利用されていない機器があった。具体的使用計画を明らかにして、購入すべきである。
- ③ 森林技術センターの研修施設は、使用許可申請書の提出により利用できるよう規定されているが、平成12年度以降外部者の利用実績がない。研修施設の利用を広くアピールすべきである。
- ④ 物品の現物管理においては、台帳と現物を実地に照合（これを“棚卸”という）し、数量及び利用可能性を把握することが有効な手法である。試験研究機関では棚卸が行われておらず、定期的の実施すべきである。
- ⑥ 高度技術研究所が保有する設備等の使用にあたっては、使用許可申請を7日前までに提出することとされているが、実際は使用日の前日または当日に申請が行われている。管理規程どおり運用する必要があるが、もし規程が実態に合わない場合には、規程の改定も検討する

必要がある。また、使用者は設備使用記録書を提出することとなっているが、回収率は低く、規程に即して提出させるべきである。

(3) 契約関係

- ① エレベーター保守等、随意契約で行っている委託契約について、競争入札方式を検討すべきである。
- ② 実質上、リース契約を締結する場合、購入する場合とリースにする場合の有利・不利を検討することが必要である。また、リース契約は複数のリース会社と競争入札手続を踏むべきである。
- ③ 購入資材につき設計金額を定価で算定し、値引き等を考慮して予定価格を設定しているもののその根拠資料が書面として作成されていないものがあつた。設計金額は定価でなく、値引きを考慮して算定した上で、予定価格を設定すべきである。
- ④ 請負工事の段階確認にあたり、業者から提出された写真に基づき検収している事例がある。工事完了後、その内容を確認できなくなるものについては実地検収を実施すべきである。
- ⑤ 高度技術研究所では平成15年度途中から健康増進法の施行を機に、全館禁煙としたことにより、使用されなくなった空気清浄器の賃借契約がなお継続している。他の試験研究機関での使用の可能性を検討すべきである。
- ⑥ 業務委託契約のうち、初年度に入札を実施し、その落札業者が翌年度以降は随意契約で継続している契約がある。翌年度に多額の変更が認められるときは、その項目も含めて入札する等、もっとも有利となる方法を検討すべきである。

(4) 収入関係

- ① 水産振興センターで長期にわたり回収されていない債権がある。与信管理のルール（極度額、担保・保証等）を定め、適切に対処する必要がある。
- ② 高度技術研究所において共同開発者と開発した機器がある。開発完了後、使用料は徴求していないが、運転にあたって発生する電気料等の実費は請求すべきである。

(5) 研究課題（水産振興センター）

- ① 漁業就業者確保総合対策事業において、学校訪問は男鹿市内の高校にのみ実施している。少なくとも県南沿岸地域の高校は対象とすべきである。
- ② 効果の少ない事業からは撤退し、より効果的な研究に予算を投入すべきである。
- ③ 各事業で共通的に発生する費用は、各事業に配賦し事業ごとの費用を適切に把握する必要がある。

- ④ 種苗生産事業は赤字となっているため、当センターで実施する意義を再検討し、財団法人秋田県栽培漁業協会への事業移転などを検討する必要がある。

(6) 特許

試験研究機関が保有する特許は県民共有の財産として、管理規程を整備し、また発明成果を県内企業に移転する等の方策を積極的に行っていく必要がある。

(7) その他

会議を開催したときは、開催日時、出席者、議決事項を記載した議事録を作成すべきである。

II 現況と課題

1 財務の状況

(1) 推移

厳しい財政状況の中、各試験研究機関の予算もシーリング方策のもと毎年5%の削減が行われている。添付資料の過去5年間の決算推移表では、予算削減が研究費予算にどの程度影響を及ぼしているかは、数値上必ずしも明確とはなっていない。これは試験研究費を一項目に計上している試験研究機関と他の項目にも含めて計上している試験研究機関があることによっている。試験研究費を一項目に計上している水産振興センター、森林技術センター、総合食品研究所の5年間の推移を見ると、管理運営費及び試験研究費が減少傾向にあることがわかる（「添付資料 I 決算数値の推移」参照）。

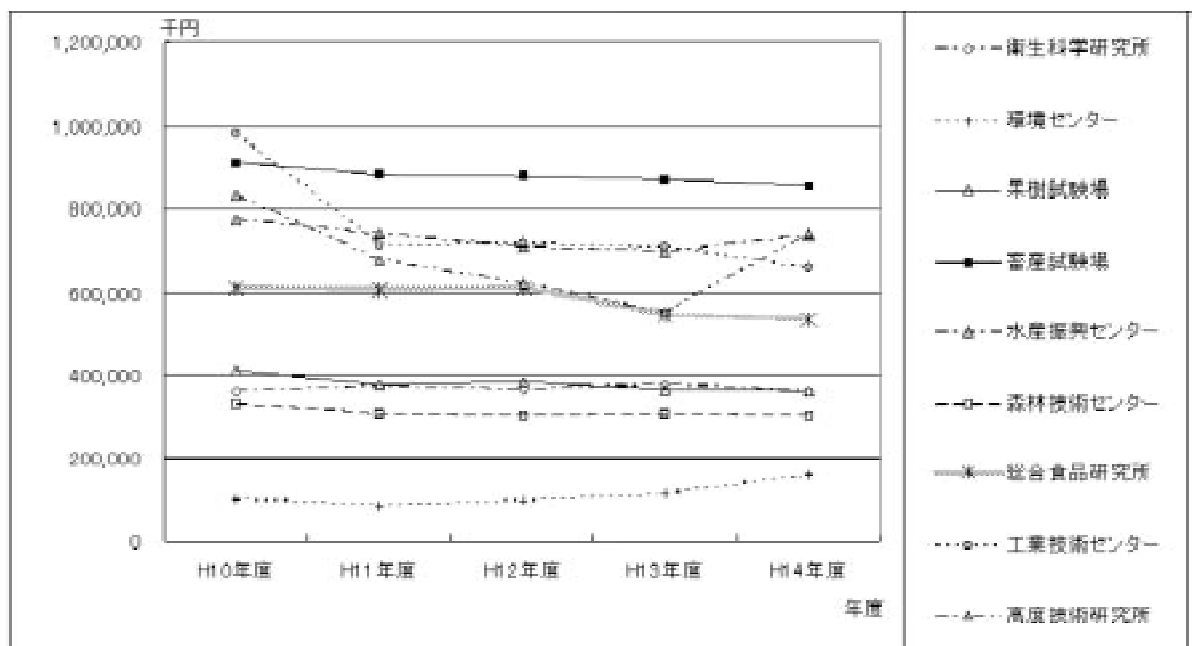
全体的傾向としては、一般財源では費用の大半を占める人件費には大きな変動はないものの、給与費に比し、管理運営費及び試験研究費が逡減している。また、管理運営費比率（支出合計に対する管理運営費の割合）は、大きな施設・設備投資のなかった平成13年度と平成14年度を比較すると合計額に対する支出割合が増加している。

表2-1 決算支出合計推移

(単位：千円)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
衛生科学研究所	361,931	372,268	364,861	375,148	360,464
環境センター	279,180	254,158	266,813	302,921	331,174
農業試験場	5,041,556	9,048,977	2,018,858	1,245,531	1,210,455
果樹試験場	410,797	374,796	384,901	363,866	360,390
畜産試験場	910,827	882,751	878,320	870,292	853,070
水産振興センター	775,735	740,798	710,401	699,667	735,707
森林技術センター	328,011	307,033	302,229	307,120	301,611
総合食品研究所	610,475	606,916	610,465	545,626	533,932
工業技術センター	980,735	714,854	716,013	707,957	660,193
高度技術研究所	831,929	676,840	622,693	551,229	739,911
合計	10,531,176	13,979,391	6,875,554	5,969,357	6,086,907
管理運営費	871,837	809,264	871,180	883,761	933,872
管理運営費比率	8.5%	5.9%	13.2%	15.6%	16.2%

図2-1 決算支出合計推移



- (注) 1. 衛生科学研究所及び畜産試験場は、予算数値によっている。
2. 環境センターは管理運営費を独立の項目として計上していないため、管理運営費比率の算定に当たっては、除外して計算している。
3. 農業試験場の平成10年度、平成11年度及び平成12年度には、移転に伴う再編整備支出がそれぞれ4,026,446千円、8,064,992千円、910,007千円含まれている。
4. 水産振興センターの平成14年度には、船舶の修繕費55,126千円（定期検査のため平成13年度に比べ32,859千円増加）、アワビ種苗生産施設海底ろ過槽ろ過材交換工事代25,550千円が含まれている。
5. 農業試験場は、再編設備支出が多額であり、傾向を把握するのに適していないため、上図には含めていない。

表2-2 9 試験研究機関の一般財源推移

(単位：千円)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
[金額]					
給 与 費 合 計	3,539,216	3,521,938	3,541,862	3,604,634	3,500,469
管 理 運 営 費 合 計	745,467	685,730	765,411	786,051	831,279
試 験 研 究 費 合 計	649,527	552,539	582,778	583,921	635,637
指 導 普 及 費 合 計	44,593	46,628	46,662	45,867	47,995
計	4,978,803	4,806,835	4,936,713	5,020,473	5,015,380